

# 秦野市伊勢原市環境衛生組合クリーンセンター施設検討委員会設置要綱

(平成19年6月22日施行)

(趣旨)

第1条 秦野市伊勢原市環境衛生組合(以下「組合」という。)がクリーンセンター建設に伴い、事業方式や発注方法の検討をするための組織として、秦野市伊勢原市環境衛生組合クリーンセンター施設検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業方式、発注方法、その他必要と認める事項の検討を行い、その結果を組合長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから組合長が委嘱する。

- (1) 組合議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 神奈川県職員
- (4) 秦野市職員
- (5) 伊勢原市職員

2 前項に定める者のほか、組合長が必要と認める者を委員に加えることができる。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日からこの要綱の効力が失効する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又欠けたときにその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じ関係者その他の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

( 専門部会 )

第 7 条 委員会に専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、委員会の学識経験者から 4 名を充て組織する。
- 3 専門部会は、委員会において検討する専門的な事項等の整理、解析を行う。
- 4 専門部会に部会長を置き、構成員の互選により定める。
- 5 部会長は、必要に応じて専門部会を招集し、会議の議長となる。

( 謝礼 )

第 8 条 委員に対する謝礼の金額及び支給方法は、予算の定めるところによる。

( 庶務 )

第 9 条 委員会の庶務は、秦野市伊勢原市環境衛生組合施設計画課において処理する。

( その他 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 22 日から施行し、検討結果が組合長に提言された日にその効力を失う。